

講師あり

高

公開

非公開

会費等の詳細の精査が必要ではないか？
⇒すべての団体の詳細把握は現実的ではない。

このエリアは月額10万円以上（人数×回数×金額）の団体の使用は認めない（障がい者団体等は除く）。

このエリアは1回当たり1,000円を超える団体は減免対象外（障がい者団体等は除く。）

原則、全ての活動が有料が妥当

習い事は有料が妥当

AB = 会費が高額の場合、活動内容によって取扱いを変える必要がある

このエリアは月額10万円以上（人数×回数×金額）の団体の使用は認めない（障がい者団体等は除く）。

このエリアは1回当たり1,000円を超える団体は3倍の使用料を徴収する（障がい者団体等は除く。）

月謝・会費等

(仮)
1,000円/月

ABCD = 有料でもよい。

公開、非公開で区分する必要はない。

公開

非公開

このエリアは月額10万円以下であって、1人1回1,000円未満であれば、減額を適用することも可

「講師あり = 有料」という整理だと自主勉強団体も有料となる。活動区分で整理する必要がある。

習い事（さくら体操）、地域福祉活動（外国人支援）など、無料の団体から徴収すると団体存続の危機
⇒使用料は100円から200円程度。存続の危機ということにはならないのでは？

このエリアは月額10万円以下であって、1人1回1,000円未満であれば、減額を適用することも可

地域活動（外国人支援）や習い事（さくら体操自主活動）は、地域に還元する活動

低

講師なし

高

公開

このエリアは運営費用が1人1回1,000円を超える場合は減免の対象外が妥当

非公開

このエリアは運営費用が1人1回1,000円を超える場合は3倍の使用料を徴収が妥当

月謝・
会費等

(仮)
1,000円/月

EFGH = 会議、打合せの使用が多い。マンション管理組合、子供会、保護者会も会費はゼロということではない。使用する場合には費用を徴収してもよい。

公開

このエリアは減額適用が妥当

市民の自主勉強団体は減免対象でもよい。

若者など新規利用者の獲得

非公開

このエリアは減額適用が妥当

低

社会教育関係団体

高

月謝・
会費等

(仮)
1,000円/月

社会教育関係団体であっても、月額10万円以上を徴収している団体の使用は認めない（障がい者団体等は除く。）。

社会教育関係であっても趣味的な活動も多い。AやEとの違いはない。

1回当たり1,000円を超える団体は3倍の使用料を徴収する（障がい者団体等は除く。）

社会教育関係団体＝減免、免除とする必要はない。

月額10万円以下であって、1人1回1,000円未満であれば、減額を適用することも可

NPO法人は非営利のため、減免が妥当

NPO法人も会費を徴収している。一概に無料ということにはならない。

低

その他意見

減免は申告制とした方がよい。

免除は申告制でよいが、基準を明確にする必要がある。

公共性 地域課題解決につながる、地域にとっての価値が高い
公益性 自分たちがメインではなく、誰かのため、地域のため
包摂性 身体的、経済的、社会的困難性で学びにアクセスできる
地域性 小金井ならではの、地域の文化や価値の向上に寄与する
萌芽生 学びはじめ、たちがあったばかり、自主活動が軌道に乗るまでのバックアップ

公民館を使用する、存続させるには光熱水費のほか、人件費や施設の維持管理費が掛かっている。有料化は避けられない。
その中で、誰を減免することが適当なのか、を公運審で議論すべき。

使用料導入により、公民館の稼働率が緩和され、使用したい団体が使用できるようになる。
減免すると稼働率は高止まりのまま、使用したい団体が使用できないままとなるのではないかと？

原則、団体情報は公開していくことが望ましい。
⇒営利的な後ろめたい団体が非公開にしていることも想定される。
⇒マンション管理組合、保護者会、町会・自治会が非公開にしている事例が多い。

有料化の議論だけではなく、多世代交流、地域のコミュニティの活性化を目的に議論すべき。

第9回公運審の資料②「公民館の有料化検討における主な活動区分
減免対象外 = マンション管理組合、市外構成員多数
減免の余地あり = 社会教育関係団体、保護者会、趣味活動、
習い事（子ども、成人）
上記以外 = 減免対象

公民館の活動は全て有料が妥当

団体の存続に関わるような使用料ではない。

団体情報を公開することで、新規利用者の獲得に繋がる。
積極的に団体情報の公開を求めるべき。

原則、有料。
例外として、一部の活動のみ減免という検討が必要。
わかりやすい減免の規定を作る必要がある。

次回以降、仮想の団体で議論してはどうか？